

住田町町有林造林作業仕様書

地拵作業

- 1 区域内の灌木、笹、雑草等は、すべて地際（おおむね 10cm 以下）から伐倒又は刈り払うこと。
- 2 刈払物、末木枝条等の集積物は、置幅を 1.5m 以内、谷側の置高を 1.8m 以内とし、崩れないように締め付けること。
- 3 集積物の筋置の方向は、原則として等高線上とすること。
- 4 集積物は、車道から 2m 以上離すこと。
- 5 監督員の指示により巻枯らしをする場合は、地上 60cm 程度の樹幹全周囲の樹皮を、幅 50cm 以上、深さが木質部に達するまで削り取り、かつ、木質部に鉋目を入れること。
- 6 生育良好な有用樹は、監督員の指示に従い残すこと。また、残存木を損傷しないこと。
- 7 植幅は可能な限り広く取ること。植栽樹種がスギの場合は 2.4m、カラマツの場合は 2.6m を下回らないこと。
- 8 事業箇所は全域において「住田町森林認証グループ」加入林であることから、FSC 森林管理認証の各種規定に加え、「住田町森林認証グループ」が各種のチェックリスト等において求める要件を遵守して作業すること。特に、チェーンソー使用の際には植物性のチェーンオイルを使用する等、環境に配慮した施業を行うこと。
- 9 この仕様書によりがたい場合は、監督員にその事由を申し出て指示を受けること。